

# 理事・監事への立候補手続きについて

## 立候補準備

フライヤー会員

選挙公示日・立候補の受付開始  
平成21年4月8日



## 推薦

47都道府県連盟



## 立候補書類提出

JHF 選挙管理委員会宛

立候補締切日  
平成21年5月18日  
郵送の場合は当日消印有効  
事前判定日  
平成21年5月12日  
JHF事務局業務時間  
月曜～金曜  
午前9時30分～午後5時30分



## 受理・立候補者公示

JHF 選挙管理委員会

立候補者公示日  
平成21年5月27日



## 投票

47正会員 (全47票)

投票日  
平成21年6月17日 (JHF総会)

### ■ 立候補資格 (選挙規約第6条)

1. 選挙公示日時時点でJHFフライヤー会員であること。住民票所在地の都道府県連盟へ所属し、推薦を受けていること。
2. 理事へ立候補するものは、業界関連企業の役員 (選挙規約第21～23条) でないこと。

### ■ 必要な書類 (選挙規約第41条)

1. 立候補届 (選挙管理委員会指定書式)  
正面写真 (5cm x 4cm)、経歴書、JHF活動履歴、都道府県連盟推薦欄を含む。

2. 立候補意思表明書 (800字以内)  
※テキストファイル(.txt)での提出も可。

3. 住民票 (推薦都道府県連盟の所在地と合致する事) 選挙公示日以降に発行されたもの

4. フライヤー会員証コピー  
選挙公示日にJHFフライヤー会員であることを証明する。

5. 理事に立候補する者で、業界関連企業の従業員は定められた証明書。

### ■ 推薦手続き

立候補者は居住地の都道府県連盟に立候補手続きに必要な書類一式を提示し、都道府県連盟の定めに従って立候補届の推薦欄に署名押印を受けてください。

### ■ 提示書類の確認

都道府県連盟は立候補者からすべての書類が提示されたことを確認したうえで審査してください。立候補届の送付を都道府県連盟が代行しない場合でも、書類に不備や記入漏れがないかご確認をお願いします。

なお、推薦は立候補者が都道府県連盟に所属していることの証明を兼ねていますので、その事実も併せてご確認ください。

### ■ 推薦基準

立候補者の推薦基準については、各連盟に独自の基準がある場合は、選挙公示日以前に都道府県連盟に於いて公示されたもののみが有効となります。基本的には選挙規約第3章の第21～23条ならびに第25～33条に従ってください。なお、判定は第41条に定められた提出書類を審査することを基本とします。

### ■ 立候補者の推薦

立候補者の審査の結果、推薦基準を満たしていると判断された場合、立候補届の推薦欄に都道府県連盟・代表者名を記入し、連盟印と代表者印を押印してください。経歴書およびJHF活動履歴のページの右下にも連盟印を押印してください。

### ■ 書類の提出

都道府県連盟の推薦を受けたうえで、再度書類に不足、記入漏れのないことを確認し、一式をまとめてJHF事務局内「選挙管理委員長」宛に提出します。都道府県連盟が提出を代行してもかまいません。立候補者本人の希望に従ってください。

いずれの場合も、立候補一名毎に書類を封筒に入れ、選挙書類と明記の上封印してください。

書類を郵送により提出する場合は、立候補締切日の消印を有効としますが、投函した旨をJHF事務局あて電話連絡してください。

### ■ 事前判定

万一の書類不備の救済のため、選挙規約第44条に基づく事前判定日を設けて提出書類の事前判定を行います。同日までに届いた書類のみが対象ですので早めの書類提出をお勧めします。

### ■ テキストファイルの提出方法

立候補意思表明書をテキストファイルとして提出する場合は、指定された電子メールアドレスに送信するか、またはフロッピーディスクに入れて立候補書類に同封してください。

### ■ 届け出受理

JHF役員選挙規約に則って厳正に書類確認されます。事前判定日に書類不備を発見した場合は直ちに本人宛て通知し、立候補締切日までの事務的修正を受け付けます。

### ■ 立候補者公示

立候補届の受理された立候補者は有権者である都道府県連盟に経歴情報とともに公示されます。JHFフライヤー会員に対しては、公示書と写真および立候補意思表明書がホームページに公表されます。

### ■ 投票

JHF総会にて総会議案として投票が行われます。都道府県連盟は、自連盟の会員の総意としてどのような投票行動をとるか、この日までに集約しておくことが求められます。有効投票数は全47票になります。委任代理投票は認められませんが、書留郵便による不在者投票は可能です。投票は即日

開票され、当選者が理事・監事に選任されます。

### ■ 異議申し立て

選挙の翌日から2週間は異議申し立て期間となります。この期間中に異議申し立てがなければ選挙結果が確定します。